

# 奈良県立図書情報館カフェレストラン出店者募集要綱

## 1 目的

奈良県立図書情報館は、図書資料の閲覧や情報機器等を通じて、人と本のみならずワールドワイドに人と人との知的交流を促進する舞台です。その魅力とサービスの向上のため、飲み物や食事を楽しめる場を提供するカフェレストランの出店者を募集します。

## 2 奈良県立図書情報館の概要

- (1)設置者 奈良県
- (2)開館 平成17年11月
- (3)所在地 奈良市大安寺西1丁目 1000 番地
- (4)図書情報館の事業概要
  - ①図書資料の閲覧・貸出
  - ②企画広報事業
    - ・講演会の開催、エントランスホール等での展示
- (5)開館時間及び休館日
  - ①開館時間:9時から20時まで
  - ②休館日:毎週月曜日(月曜日が祝日の場合はその翌日)  
毎月月末、年末年始、その他図書点検等の臨時休館あり。
- (6)来館者数 直近3年間の状況は資料1のとおり。

## 3 カフェレストランの概要

- (1)店舗場所 奈良県立図書情報館 2階 カフェスペース
- (2)店舗面積 62.40㎡(うち厨房9.82㎡) 現状24席  
※一部共用スペースを含みます。資料2参照。
- (3)営業開始 平成27年4月1日から  
※出店準備のため営業開始が4月1日に間に合わない場合は、図書情報館と協議のうえ営業開始日を決定します。
- (4)使用期間 平成27年4月1日～平成28年3月31日  
※1年更新としますが、出店者の行政財産の使用状況等を勘案し、継続して使用許可できると図書情報館が判断した場合は、使用許可した日から5年間を限度に、使用許可を更新することができます。

## 4 出店条件

### (1)営業についての条件

①営業方針	幅広い年齢層に親しまれる図書情報館のカフェレストランにふさわしいメニューとともに、従業員の接客態度および服装等にも配慮した営業方針を有していることとします。
②営業日	原則として、図書情報館の開館日にはすべて営業することとします。
③営業時間	図書情報館の開館時間は9時から20時まで、カフェレストランの営業時間は、9時から19時までとします。この時間帯とは異なる時間設定を希望する場合は、企画提案書に記載してください。
④業務内容	店舗内での飲食物の提供、1階交流ホール等への飲食物の提供

## (2) 施設使用等の条件

①出店方法	図書情報館はカフェレストランの店舗場所の使用を許可し、出店者は、施設使用料、光熱水費を図書情報館に支払うこととします。出店者は、自己の責任で営業を行い、販売代金は出店者に帰属します。経営にかかる経費は、出店者の負担とします。
②施設使用料	出店者に対し、行政財産の使用を許可します。 ※平成26年度における使用料：年額 1,222,640円(税込み。光熱水費は別途必要)。年4回に分けて請求します。
③厨房機器等	厨房機器は、出店者で設置してください。ただし、2槽シンク、給湯器、厨房内手洗い器、レンジフードは既設のものがあります。なお、厨房内でガス器具はご使用になれませんので、電磁調理器等での調理を計画してください。また、現在カフェレストラン内に設置の机、椅子は、図書情報館の備品ですので、無償で使用できます。その他の営業に必要な器具等については、出店者で準備してください。
④光熱水費	店舗内で使用する電気及び上下水道の使用にかかる費用については、出店者の負担とします。 【参考】平成25年度光熱水費：年間実績額 360,046円 電気料金(動力・照明) 277,269円(1kw当たり 18.78円で計算) 水道料金(下水道含む) 82,777円(1m <sup>3</sup> 当たり 359.90円で計算)
⑤電話	内線電話を1台設置しています。 外線電話を希望される場合は、出店者の負担で別に確保してください。
⑥清掃等	厨房・専用部分の清掃、消毒及びゴミの処理に要する経費については、出店者の負担とします。
⑦修理等	図書情報館に属する設備の修理については、図書情報館の負担で行います。(例：照明電球の交換)
⑧委託・転貸の禁止	カフェレストランの経営を他者に委託、転貸することはできません。
⑨原状回復	使用許可が終了した場合には、出店者の負担と責任において、新たに設置した備品・設備を撤去し、原状回復するものとします。
⑩法令等の遵守	食品衛生法、防災、防犯等の法令、その他規則等に基づき、適正に事業の運営を行っていただきます。また、食中毒等の事故が発生した場合や、販売上のトラブルが発生した場合は、出店者が責任を持って処理するとともに、図書情報館総務担当者に報告してください。

## 5 応募資格

奈良県内に本店、支店、営業所、店舗のいずれかを置いている法人または個人で、飲食関連サービスの経営・営業実績を持ち、図書情報館の運営について理解・協力をいただける方で、かつ以下の全てに該当する方とします。

### (1) 飲食店営業許可を得ていること

- (2) 国税、県税、市町村税等の諸課税を滞納していないこと
- (3) 食品衛生法及び他の法律に基づく処分などを過去3年間受けていないこと
- (4) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第 77 号)に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認められるに足りる相当の理由のある事業者でないこと
- (5) 使用料等を確実に支払うこと

## 6 応募の方法及び要領

この要綱に基づき提出された応募書類を審査し、出店者を選定します。

### (1) 申込書類の配布及び提出期間

平成26年11月14日(金)～平成26年12月10日(水)17時まで。

6-(4)の担当部署または奈良県立図書情報館ホームページ([www.library.pref.nara.jp/](http://www.library.pref.nara.jp/))から入手してください。

提出は、持参又は郵送によります。郵送の場合は12月10日の消印まで有効とします。

ただし、持参の場合は休館日(11月17日、11月25日、11月28日、12月1日、12月8日)を除きます。

### (2) 現場見学

現場説明会は行いませんが、応募にあたり、11月28日(金)まで、営業箇所等現場を見学することができます。あらかじめ日時をご相談の上、ご来館ください。

ただし、休館日(11月17日、11月25日)を除きます。11月28日は休館日ですが、見学は可能です。

### (3) 質問及び回答

平成26年11月28日(金)17時までに、質問書(様式4)をFAXで提出してください。

12月2日(火)までにFAXで回答します。全体に関わる質問については、出店応募申込者全員に回答します。

※現場見学時の質問、または電話による質問もお受けいたしますが、軽易な内容についての質問としていただきますようお願いいたします。担当者の口頭による回答にあたっては、誠実かつ正確な内容に努めますが、参考情報として取り扱っていただき、出店応募または経営計画等を検討するうえで重要な判断事項となる質問は、必ず文書により行ってください。

### (4) 担当部署・書類提出先

《奈良県立図書情報館 総務担当》

〒630-8135 奈良市大安寺西1丁目 1000 番地

TEL 0742-34-2111 FAX 0742-34-2777

## 7 提出いただく書類

### (1) 奈良県立図書情報館カフェレストラン出店応募申込書(様式1)

提出部数: 正1部・写5部

### (2) 誓約書(様式2)

提出部数: 正1部・写5部

### (3) 事業概要・組織等の概要(様式3)

提出部数: 正1部・写5部

※会社概要のパンフレットなどがあれば、1部添付してください。

### (4) 企画提案書(所定様式なし)

提出部数: 正1部・写5部

次の項目について記載してください。

#### ① 図書情報館カフェレストランのコンセプトについて

・図書情報館カフェレストランで提供しようとする食事の内容やコンセプトをできるだけ詳細

に記載してください。

②メニュー

・食事や飲み物のメニューや看板とするメニュー(予定)と価格案を記載してください。ただし、アルコール類の提供はできません。

③同種・類似事業の実績

・過去及び現在における飲食事業の実績を記載してください。

④営業に関する計画

- ・営業日、営業時間、従業員の入退館予定時間
- ・従業員に関する計画(配置人員予定)
- ・厨房機器の配置計画
- ・テーブル、椅子の配置計画
- ・服装、従業員教育、研修等

⑤収支計画

⑥その他

・特記事項があれば、記載してください。

(5) その他添付書類

- ①飲食店の営業に関する監督官庁の許可証の写し(1部)
- ②財務関係諸表の写し(1部)
  - ・法人の場合は、直近3年間の貸借対照表、損益計算書
  - ・個人の場合は、直近3年間の税申告書
- ③その他、図書館が必要と認める書類

## 8 審査基準

- (1) 図書館の魅力向上を促すコンセプトであるか。
- (2) コンセプトに沿った魅力あるメニュー・価格であるか。
- (3) 他の飲食事業の実績状況はどうか。
- (4) 営業に関する計画、収支計画が適正であるか。
- (5) 財務状況等、経営が安定しているか。

## 9 出店者の決定等について

(1) 決定方法

提出された書類の内容等により評価し、もっとも高い評価を得た「出店応募申込者(以下、申込者)」を出店者として決定します。

(2) 評価主体

評価は、8の審査基準に基づき、県職員5名で構成される「奈良県立図書館カフェレストラン出店業者選定審査委員会(以下、委員会)」が行います。

(3) プレゼンテーション

審査にあたって必要がある場合は、プレゼンテーション、ヒアリングなど、委員会が提案内容の説明を求める場合があります。詳細については、申込者に通知します。

(4) 出店者決定結果について

出店者決定結果については、平成26年12月末までに申込者に対して文書で通知します。審査の結果、ふさわしい応募提案がないときは、該当者なしとする場合もあります。

(5) 応募及び企画提案に要する費用

申込者の負担とします。

(6) 応募書類の取り扱い

提出された企画提案書等は返却いたしません。

## 10 その他

使用許可の取り消しなどに関する詳細については、出店者と図書館の間で協議をおこない、覚え書きを締結するものとします。

(様式1)

## 奈良県立図書情報館カフェレストラン出店応募申込書

平成 年 月 日

奈良県立図書情報館  
館長 千田 稔 様

(申込者) 所在地 〒

法人名・屋号(個人の場合は屋号のみ)

代表者氏名 印

奈良県立図書情報館のカフェレストランへの出店について、下記の関係書類を添えて申込みます。

### 記

- 1 企画提案書
- 2 その他添付書類

[連絡責任者]

部 署	
氏 名	
電話番号	
FAX番号	

(様式2)

平成 年 月 日

奈良県立図書情報館 館長 千田 稔 様

法人名・屋号(個人の場合は屋号のみ)

代表者氏名

印

## 誓 約 書

私は、応募資格について下記事項に該当することをここに誓約しますとともに、下記事項に反することが発覚した場合は、出店者として失格となることに不服を申し立てません。

### 記

- (1) 奈良県内に本店、支店、営業所、店舗のいずれかを置き、飲食店営業許可を得ている法人・個人であること
- (2) 国税、県税、市町村税等の諸課税を滞納していないこと
- (3) 食品衛生法及び他の法律に基づく処分などを過去3年間受けていないこと
- (4) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認められるに足りる相当の理由のある事業者でないこと
- (5) 使用料等を確実に支払うこと

## 事業・組織等の概要

法人・屋号名	
代表者名	
所在地	
設立年月	
資本金 (個人事業者無記入)	
主な事業内容	
飲食部門の売上高 (千円) (直近3年間)	千円 (H 年 月~H 年 月)
	千円 (H 年 月~H 年 月)
	千円 (H 年 月~H 年 月)
営業店舗数	店舗
従業員数	人(うち正社員 人、パート社員等 人)
会社の主な沿革  店舗の主な沿革 (個人事業者)	

(様式4)

平成 年 月 日

奈良県立図書情報館 総務担当 行

FAX番号 0742-34-2777 (送り状不要)

質 問 書	
題 名	奈良県立図書情報館カフェレストラン出店応募について
会 社 名 又は 個人事業者名	
部署所属名	
担当者名	
電話番号	
FAX番号	
質問事項	

・質問への回答はFAXで行います。全体に関わる質問については、出店応募申込者全員に回答します。

・質問事項が多い場合は、コピーして複数枚に記入してください。